

NPO法人

特定非営利活動法人 制度のしくみ



NPOとは、「Non＝非」「Profit＝利益」「Organization＝組織」の頭文字をとった略語です

特定非営利活動法人制度

特定非営利活動法人制度とは

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成 10 年に施行されました。

法人格を取得することにより、契約等の法律行為の主体となったり、法人名義で資産の保有等の財産管理ができるようになります。また、社会的認知が得やすくなるとともに、個人やグループで活動を行うよりも、社会に対する強い影響が期待できます。しかし一方で、法人としての社会的責任や法律上の義務を負うことになります。

また、特定非営利活動法人制度の大きな特徴として、特定非営利活動法人（以下、NPO 法人という）は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるという考えがあります。したがって、NPO 法人の信用は、行政の管理・監督によるのではなく、情報公開等により、NPO 法人自らが築いていくことになります。

特定非営利活動とは

特定非営利活動とは、特定非営利活動促進法別表において掲げられた 20 種類の分野に該当する活動（下記参照）であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

- | | |
|--|--------------------------|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | ② 社会教育の推進を図る活動 |
| ③ まちづくりの推進を図る活動 | ④ 観光の振興を図る活動 |
| ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| ⑦ 環境の保全を図る活動 | ⑧ 災害救援活動 |
| ⑨ 地域安全活動 | ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| ⑪ 国際協力の活動 | ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| ⑬ 子どもの健全育成を図る活動 | ⑭ 情報化社会の発展を図る活動 |
| ⑮ 科学技術の振興を図る活動 | ⑯ 経済活動の活性化を図る活動 |
| ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 | ⑱ 消費者の保護を図る活動 |
| ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 | |
| ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（現在、堺市条例で定めている活動はありません） | |

NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁（堺市内のみ事務所がある場合は堺市長）に提出し設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2週間縦覧し、市民の目からも点検されます。

所轄庁は、申請が設立基準に適合すると認めるときには設立を認証しなければならないこととされています。また、その確認は書面審査によって行うことが原則とされています。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

NPO法人となるための基準

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること



NPO法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（収益事業等その他の事業）を行うことができます。この場合、「その他の事業」に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。明確な会計処理は、法人運営のポイントの一つとなります。

●○堺市長（所轄庁）への主な届出○●

○事業報告書

…毎事業年度終了後3カ月以内に堺市長に届出が必要です。

○役員変更届

…役員の任期は2年以内です。再任の場合も届出が必要です。ので、少なくとも2年に1回は堺市長へ届出が必要です。

○定款変更認証申請書

…目的、名称、活動種類の変更等は、市長の認証が必要です。

なお、所轄庁の変更を伴わない（堺市内での）事務所の所在地変更、役員の定数変更等軽微な定款の変更は、定款変更届のみで、市長の認証は必要ありません。

認定NPO法人とは

第2ステップ

NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定NPO法人となります。認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

NPO法人を設立してから1年間が経過した後、実績判定期間（直前の2事業年度）において、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受ける必要があります。

認定NPO法人となるための基準

- 
- ① **パブリック・サポート・テスト（PST）**に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）
 - ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
 - ③ 運営組織及び経理が適切であること
 - ④ 事業活動の内容が適正であること
 - ⑤ 情報公開を適切に行っていること
 - ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
 - ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

注）①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできません。

PST基準とは？

認定を受ける際に、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断する基準です。次の①～③のいずれかの基準に適合する必要があります。

- ① 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること
- ② 3,000円以上の寄附金を100人以上から受けること
- ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること（現在、堺市条例で定めている活動はありません）

認定の有効期間は？

認定の有効期間は、認定の日から5年間です。

有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として特定非営利活動を続ける場合、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に有効期間の更新の申請をして、有効期間の更新を受ける必要があります。

特例認定制度とは？

設立後5年以内の法人について、財政基盤が脆弱な法人が多いことから、1回に限り、スタートアップ支援として、PST基準を免除した特例認定（有効期限は3年間。ただし、更新はありません）により税制優遇を受けられる制度です。

注）所轄庁の特例認定を受けたNPO法人を特例認定NPO法人といいます。

認定NPO法人への寄附者に対する税制上の優遇措置

個人が寄附をする場合

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金として、認定（特例認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

①所得税額の控除額（税額控除を選択した場合）

⇒（寄附金額－2,000 円）×40%

②住民税額の控除額（都道府県と市区町村双方が指定した場合）⇒（寄附金額－2,000 円）×10%

⇒国税と地方税あわせて、寄附金額の最大 50%が税額から控除されます。

法人が寄附をする場合

法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

支援したいと思う認定NPO法人に対して寄附をして、減税されるなら、寄附もしやすくなるし、受け取る側の認定NPO法人も寄附を集めやすくなります。



認定NPO法人自身の優遇措置

みなし寄附金制度

認定NPO法人であれば、「みなし寄附金制度」を活用できます。

認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

注）特例認定 NPO 法人については適用されません。

情報開示は法人運営のポイント



特定非営利活動法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。

そのため、NPO法人は、全ての事務所において事業報告書等を備置き、その社員及び利害関係者に閲覧させる義務を負います。また、毎事業年度終了後3カ月以内に事業報告書等を所轄庁に提出する必要があります。さらに、NPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、内閣府 NPO 法人ポータルサイト等を活用した積極的な情報の公表に努めなければなりません。

認定NPO法人においては、事業報告書等の備置き義務に加え、税制上の優遇措置を受けることから、資金に関する書類の備置きが併せて義務付けられ、より透明性の高い情報開示が求められます。

堺市内のみに事務所を置く

NPO法人に関する相談・事務手続きの窓口

*** 法人の設立・運営に関する相談 ***

堺市市民活動コーナー

市民活動コーナーでは、現在活動しているNPO・ボランティア団体又は個人の方に対して、NPO法人の設立や運営に関する相談を無料で行っています。

〒590-0078

堺市堺区南瓦町2番1号
堺市総合福祉会館2階

TEL : 072-228-8348 (直通)

FAX : 072-228-8352

E-Mail : sakai-npo@fancy.ocn.ne.jp



総合福祉会館2階には、貸事務所、ブース、ワークステーションなどの場の提供を行う「市民活動サポートセンター」もございますので、ご活用ください



*** 認証・認定申請、その他事務手続き ***

堺市 生涯学習課

生涯学習課では、NPO法人の認証・認定申請事務、その他事務手続きを行っています。

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所 高層館3階

TEL : 072-228-7631 (直通)

FAX : 072-228-0371

E-Mail : shogaku@city.sakai.lg.jp

HP : <http://www.city.sakai.lg.jp>



高層館3階
生涯学習課

HPに、「特定非営利活動法人の設立・運営の手引き」、「様式」等を掲載しています。各種手続きの前には同サイトをご活用ください。